

第 5 5 号議案

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 6 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市公共下水道事業受益者負担に 関する条例の一部を改正する条例

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 6 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「所有者」の次に「及び亀岡市下水道条例（昭和 5 7 年亀岡市条例第 2 4 号）第 1 7 条による特別使用許可を受けた者（以下「許可者」という。）」を加える。

第 5 条に次の 2 項を加える。

- 2 管理者は、特別の理由により賦課対象区域に変更の必要を認めるときは、変更する賦課対象区域を定め、これを公告しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、管理者は、亀岡市下水道条例第 1 7 条に規定する特別使用の許可を受けようとする土地に負担金を賦課することができる。この場合において、当該特別使用許可をもって、第 1 項の公告があったものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、受益者のうち許可者に係る負担金は、管理者の定める日までに一括で徴収するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合においては、この限りでない。

第8条第1項及び第9条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 公共下水道事業受益者負担金について、排水区域外からの流入に係る特別使用許可等に対応するため、次のとおり改正すること。
 - (1) 特別使用許可者を受益者に加えること。
 - (2) 年度途中においても、特別の理由がある場合は、賦課対象区域を変更できるものとする。
 - (3) 特別使用許可を受けようとする土地に受益者負担金を賦課することができるものとする。
 - (4) 特別使用許可に係る受益者負担金は、管理者が特に必要と認めた場合を除き、一括で徴収するものとする。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。